

R5 猪名川町地域防災計画 新旧対照表

頁	修正後	修正前	
9	<p>【計画編】 第1節 防災基盤・施設等の整備 防災基盤整備事業の推進 実施担当：生活安全課、総務課、消防本部 (略) 2 財政措置 本事業には、防災対策事業債を充当することができ、地方債の借入額に対し、地方交付税措置が講じられる。</p>	<p>【計画編】 第1節 防災基盤・施設等の整備 防災基盤整備事業の推進 実施担当：生活安全課、総務課、消防本部 (略) 2 財政措置 本事業には、防災対策事業債が充当され、元利償還金の一部については、地方交付税措置が講じられる。</p>	文言の修正
36	<p>【計画編】 第7節 消防施設・設備の整備 実施担当：消防本部 (略) 2 施設・設備の整備 (1) 消防力の充実 ア 消防本部 開発に伴う人口増、交通量の増加等に伴い、災害発生時に予想される被害規模は年々拡大する傾向にある。これに対応するため、「消防力の整備指針」を基に当町の地勢に合わせた消防力を確保するための年次計画を樹立する。 イ 消防団 消防団の機動力確保のため、全分団に配備している小型動力ポンプ付普通積載車および小型動力ポンプ付軽積載車を年次計画により更新するとともに、活動の効率化を図るため軽量ホース、無反動筒先等最新資機材の充実を図る。</p>	<p>【計画編】 第7節 消防施設・設備の整備 実施担当：消防本部 (略) 2 施設・設備の整備 (1) 消防力の充実 ア 消防本部 開発に伴う人口増、交通量の増加等に伴い、災害発生時に予想される被害規模は年々拡大する傾向にある。これに対応するため、「消防力の整備指針」を基に当町の地勢に合わせた消防力を確保するための年次計画を樹立する。 イ 消防団 消防団の機動力確保のため、全分団に配備している小型動力ポンプ付積載車および消防団搬送車を年次計画により更新するとともに、活動の効率化を図るため軽量ホース、無反動筒先等最新資機材の充実を図る。</p>	文言の修正
44	<p>【計画編】 第16節 備蓄体制等の整備 実施担当：生活安全課、住民課、上下水道課 (略) 2 食料 ウ 品目 アルファ化米、ビスコ、育児用調整粉乳等の主食糧、保存水</p>	<p>【計画編】 第16節 備蓄体制等の整備 実施担当：生活安全課、住民課、上下水道課 (略) 2 食料 ウ 品 (7) 炊き出し用米穀、乾パン、育児用調整粉乳等の主食糧 (f) 即席めん、調味料、調理缶詰等の副食類</p>	文言の修正
90	<p>【計画編】 第4節 救援・救護活動等の実施 実施担当：建設課 4-1 災害救助法の適用 実施担当：生活安全課、総務課、税務課、企画政策課、住民課、保険課、福祉課、こども課、建設課、都市政策課、上下水道課、教育振興課、学校教育課、消防本部、農業環境課、地域交流課、産業労働課 (略) 3 救助の内容 町は、災害が大規模となり知事の権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務の一部を行おうとするときは、知事が、町長の行うこととする事務の内容および期間を町長に通知する。 町は、地域における公共の秩序を維持し、住民および滞在者の安全を保持するため、町長が行うこととされた救助の事務を適正に実施するとともに、災害が突発し、県の通知等を待つかまがない場合には、救助の実施に関する事務の内緊急を要する事務を実施する。 その実施の細目は以下のとおりで、救助の程度、方法および期間等の災害救助基準は、「資料編／資料3-1」のとおりである。 ただし、この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て知事が定める基準により実施する。</p>	<p>【計画編】 第4節 救援・救護活動等の実施 実施担当：建設課 4-1 災害救助法の適用 実施担当：生活安全課、総務課、税務課、企画政策課、住民課、保険課、福祉課、こども課、建設課、都市政策課、上下水道課、教育振興課、学校教育課、消防本部、農業環境課、地域交流課、産業労働課 (略) 3 救助の内容 町は、災害が大規模となり知事の権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務の一部を行おうとするときは、知事が、町長の行うこととする事務の内容および期間を町長に通知する。 町は、地域における公共の秩序を維持し、住民および滞在者の安全を保持するため、町長が行うこととされた救助の事務を適正に実施するとともに、災害が突発し、県の通知等を待つかまがない場合には、救助の実施に関する事務の内緊急を要する事務を実施する。 その実施の細目は以下のとおりで、救助の程度、方法および期間等の災害救助基準は、「資料編／資料3-1」のとおりである。 ただし、この基準により実施することが困難な場合は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て知事が定める基準により実施する。</p>	文言の修正

頁	修正後	修正前	
	<p>【計画編】 第4節 救援・救護活動等の実施 4-10 感染症対策の実施 実施担当：生活安全課、税務課、住民課、保険課、福祉課、こども課、農業環境課、教育振興課、学校教育課</p> <p>消毒用の薬剤所要量算出方法 区 分 薬剤の種類 薬剤量算出 全壊・半壊家屋 消石灰 全半壊戸数×6kg 塩化ベンザルコニウム(逆性石けん) 全半壊戸数×70g</p>	<p>【計画編】 第4節 救援・救護活動等の実施 4-10 感染症対策の実施 実施担当：生活安全課、税務課、住民課、保険課、福祉課、こども課、農業環境課、教育振興課、学校教育課</p> <p>消毒用の薬剤所要量算出方法 区 分 薬剤の種類 薬剤量算出方法 全壊・半壊家屋 消石灰 全半壊戸数×6kg 次亜塩素酸ナトリウム 井戸の水(概数)×1,340ml</p>	使用薬剤の変更に伴う修正
	<p>【計画編・地震】 3-1 地震の発生に関する情報の収集、伝達 実施担当：生活安全課、消防本部</p> <p>第1 趣旨 地震発生時における情報の収集、伝達を防災関係機関が連携して迅速、的確に行うために必要な事項を定める。</p> <p>第2 内容 1 神戸地方気象台は、気象庁から発表される地震及び津波に関する情報を気象庁の連絡網により入手し、その内容が、防災機関等が行う防災活動の迅速な立ち上がりや、報道機関の協力による住民への周知など、県内の一般公衆の利便を増進させると判断した場合に情報を作成・発表することとする。地震及び津波に関する情報の種類及び内容等については、以下の表のとおりである。</p> <p>地震情報の種類、発表基準と内容 地震情報の種類 発表基準 内容 震度速報 ・震度3以上 地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。 震源に関する情報 ・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない) 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震源・震度情報 ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。 推計震度分布図 ・震度5弱以上 観測した各地の震度データ等をもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。 長周期地震動に関する観測情報 ・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合 地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 速地震に関する情報 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある 地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表※。</p>	<p>【計画編・地震】 3-1 地震の発生に関する情報の収集、伝達 実施担当：生活安全課、消防本部</p> <p>第1 趣旨 地震発生時における情報の収集、伝達を防災関係機関が連携して迅速、的確に行うために必要な事項を定める。</p> <p>第2 内容 1 神戸地方気象台は、気象庁から発表される地震及び津波に関する情報を気象庁の連絡網により入手し、その内容が、防災機関等が行う防災活動の迅速な立ち上がりや、報道機関の協力による住民への周知など、県内の一般公衆の利便を増進させると判断した場合に情報を作成・発表することとする。 地震に関する情報の種類 内 容 地 震 情 報 地震情報及びこれに密接に関連する現象(津波現象を除く。)の観測成果及び状況 地震、津波情報 地震情報、津波現象及びこれに密接に関連する現象の観測成果及び状況 神戸地方気象台は、地震及び津波に関する情報を発表した場合は、次の機関に通知することとする。</p>	

頁	修正後	修正前	
44	<p>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</p> <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表 その他の情報・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</p> <p>津波警報等の種類と発表される津波の高さ（注）等 津波警報等の種類 発表基準 発表される津波の高さ 想定される被害と取るべき行動 数値での発表 （津波の高さの予想の区分） 巨大地震の場合の発表 大津波警報 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合 10m超 （10m<予想高さ） 巨大 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 10m （5m<予想高さ≤10m） 5m （3m<予想高さ≤5m） 津波警報 予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合 3m （1m<予想高さ≤3m） 高い 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 津波注意報 予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合 1m （0.2m≤予想高さ≤1m）（表記しない） 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りには危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。 ※大津波警報を特別警報に位置付けている。 （注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</p> <p>気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。</p> <p>津波情報の種類と発表内容 情報の種類 発表内容 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）を発表</p> <p>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表 津波観測に関する情報 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表</p> <p>沖合の津波観測に関する情報 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表</p> <p>気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。 津波予報の発表基準と発表内容 発表基準 発表内容 津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表） 津波の心配なしの旨を発表 0.2m未満の海面変動が予想されたとき（注）（津波に関するその他の情報に含めて発表） 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表 津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき（注）（津波に関するその他の情報に含めて発表） 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表。</p> <p>4 緊急地震速報 平成19年10月1日から開始された緊急地震速報について、NHKや民放各局を通じて報じられる情報の利用についてPRを図るとともに、防災関係機関等が実施する防災訓練等への活用を促進する。 また、役場をはじめ町内各施設において、緊急地震速報の受信設備等の導入や、周辺地域への情報伝達等、共有化にむけて検討を進める。 ※気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上若しくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。 なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。</p>	<p>4 緊急地震速報 平成19年10月1日から開始された緊急地震速報について、NHKや民放各局を通じて報じられる情報の利用についてPRを図るとともに、防災関係機関等が実施する防災訓練等への活用を促進する。 また、役場をはじめ町内各施設において、緊急地震速報の受信設備等の導入や、周辺地域への情報伝達等、共有化にむけて検討を進める。 なお、震度6弱以上の大きな地震が予想される場合に発表される「地震（地震動）に関する特別警報」は、震度6弱以上の緊急地震速報の発表に代えることとされている。</p>	地震情報発表内容の変更

頁	修正後	修正前	
新規	<p>【資料編】 資料1-5 猪名川町防災・減災条例</p> <p>令和5年3月24日 条例第4号</p> <p>別紙のとおり</p>	<p>【資料編】 新規</p>	新規追加
14	<p>【資料編】 2-4 猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援事業実施要綱 (略) (対象者) 第2条 この要綱において助成の対象となる者は、猪名川町内に在住し、地域貢献を行う者で、在住する地域の防災関係団体(自主防災会、まちづくり協議会など)から推薦を受け、受講後に推薦を受けた地域の防災関係団体の各種防災活動に協力する者とする。 (対象経費) 第4条 この助成の対象となる経費は、次に掲げる経費とし、20,000円を限度とする。 (1)～(3) (略) (実績報告) 第7条 申請者は、当該支援事業が完了したときは、速やかに猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 当該支援事業に要した交通費及び宿泊費 (5) その他、資格取得に必要な経費であり、町長が必要と認めるもの</p>	<p>【資料編】 2-4 猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援事業実施要綱 (略) (対象者) 第2条 この要綱において助成の対象となる者は、猪名川町内に在住し、地域貢献を行う者で、概ね小学校区を単位にコミュニティ活動及びコミュニティ意識の高揚を目的として組織された住民自治組織(以下「まちづくり協議会」という。)から推薦を受けた者とする。 (対象経費) 第4条 この助成の対象となる経費は、次に掲げる経費とし、10,000円を限度とする。 (1)～(3) (略) (実績報告) 第7条 申請者は、当該支援事業が完了したときは、速やかに猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略)</p>	助成内容の修正
	<p>【資料編】 資料3-3 気象予警報関連の解説 (略) ウ 特別警報 特別警報とは、大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報で、気象庁が市町村単位で発表する。特別警報が発表された市町村では、住民への周知義務があり、直ちに伝達を行う必要がある。</p> <p>[大雨特別警報(土砂災害)を発表する際の指標(発表条件)(土砂災害)] 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨(※)がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報(土砂災害)を発表する。 (※)1時間に概ね30mm以上の雨</p> <p>[大雨特別警報(浸水害)を発表する際の指標(発表条件)] 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨(※)がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表する。 ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現 ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。 (※)1時間に概ね30mm以上の雨</p>	<p>【資料編】 資料3-3 気象予警報関連の解説 (略) ウ 特別警報 特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっているときに、その旨を警告して行う予報で、気象庁が市町村単位で発令する。特別警報が発表された市町村では、住民への周知義務があり、直ちに伝達を行う必要がある。</p> <p>[大雨特別警報を発表する際の指標となる50年に一度の値(猪名川町)] 指 標 記号 値 48時間降水量 R48 441mm/48時間 3時間降水量 R03 159mm/3時間 土壌雨量指数 SWI 250(警報基準は161)</p> <p>[大雨特別警報を発表する際の確率値を用いた指標(発令条件)(土砂災害、浸水害)] 台風や集中豪雨により、降水量・土壌雨量指数が「50年に一度の値」以上となる5km格子がまとまって出現すると予想され、かつ、さらに雨が降り続けると予想されるなか、危険度分布で猪名川町に最大の危険度が出現している場合に発令される。ただし、3時間降水量について「まとまって出現」とは、150mm以上となった格子を対象とする。 猪名川町で「50年に一度の値」以上となった5km格子が出現することのみで発令するわけではないことに留意。(「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。いずれも猪名川町にかかる5km格子の値の平均をとったもの。)</p> <p>令和5年3月9日現在</p>	

頁	修正後	修正前	
88	<p>大雨警報・洪水警報の危険度分布等 警報の危険度分布等の種類と概要 種 類 概 要</p> <p>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル） 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 <p>大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル） 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 <p>洪水警報の危険度分布（洪水キキクル） 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 <p>流域雨量指数の予測値 水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて、常時10分ごとに更新している。</p> <p>キ 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。</p>	<p>指 標 記 号 値 48時間降水量 R48 430mm/48時間 3時間降水量 R03 156mm/3時間 土壌雨量指数 SWI 246（警報基準は161）</p> <p>【大雨特別警報を発令する際の指数を用いた指標（発令条件）（土砂災害）】 土壌雨量指数が基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に大雨特別警報（土砂災害）を発令する。 令和2年7月30日現在 土壌雨量指数(猪名川町) 321～333（※1） ※1 1km格子毎に値が異なる。</p> <p>エ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等 警報の危険度分布等の種類と概要 種 類 概 要</p> <p>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル） 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 <p>大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル） 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>洪水警報の危険度分布（洪水キキクル） 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 <p>流域雨量指数の予測値 水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p> <p>キ 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることをお知らせするために発表するもの。</p>	<p>気象情報運用変更に伴う変更</p>

頁	修正後	修正前	
新規	<p>【資料編】</p> <p>資料 4-29</p> <p>災害時等における消防用水の確保に関する協定書</p> <p>兵庫県（以下、「甲」という。）と大阪広域生コンクリート協同組合（以下、「乙」という。）は、火災、災害等が発生した場合（以下、「災害時等」という。）に必要な消防用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。</p> <p>（協力要請）</p> <p>第1条 甲は、災害時等において、県内の市町又は消防の事務を処理する一部事務組合（以下、「県内市町等」という。）からコンクリートミキサー車等による消防用水供給の応援要請があったときは、乙に対して、要請書（様式1）により、次に掲げる事項を明らかにし要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。</p> <p>(1) 火災、災害等の状況及び業務内容 (2) 応援を必要とする車両、資機材等の台数及び人員数 (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間 (4) 現場責任者及び県内市町等担当者 (5) その他必要な事項</p> <p>（協力）</p> <p>第2条 乙は、甲から前条の規定により応援要請があったときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して当該要請に対し協力するものとする。</p> <p>（報告）</p> <p>第3条 乙は、前条の規定に基づき応援業務を行った場合は、甲に対し、報告書（様式2）により、速やかに報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。</p> <p>（費用の負担）</p> <p>第4条 乙が応援業務に要した費用については、甲に要請を行った県内市町等（以下、「要請市町等」という。）と乙で協議の上、乙が甲に請求し、甲は、要請市町等から相当額を徴収した後に、乙に支払う。</p> <p>2 料金等の算出方法については、当該災害時等における当該地域での通常の実費用を基準として、要請市町等と乙が協議して定めるものとする。</p> <p>（損害の負担）</p> <p>第5条 第2条の規定による応援業務により生じた損害の負担については、要請市町等と乙が協議して定めるものとする。</p> <p>2 要請市町等と乙との協議において紛争等が生じた場合、甲は、その紛争の解消に努めるものとする。</p> <p>（補償）</p> <p>第6条 2条の規定による応援業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、応援業務従事者の使用者の責任において行うものとする。</p> <p>（訓練の実施）</p> <p>第7条 この協定による応援業務が円滑に実施できるよう、甲と乙は協議して訓練を実施するものとする。</p> <p>（連絡責任者）</p> <p>第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては兵庫県の消防担当課長、乙においては大阪広域神戸事務所長とする。</p> <p>（適用）</p> <p>第9条 この協定は、令和2年11月16日から適用する。</p> <p>（協議）</p> <p>第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。</p> <p>この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。</p> <p>令和2年11月16日</p> <p>甲 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県 兵庫県知事 井戸敏三</p> <p>乙 大阪府大阪市中央区瓦町2丁目4番7号 大阪広域生コンクリート協同組合 理事長 木村貴洋</p>	<p>【資料編】</p> <p>新規</p>	<p>協定の追加</p>

頁	修正後	修正前																															
249	資料6-1 猪名川町防災会議委員名簿 (令和4年6月1日現在) 職 名 氏 名 会 長 猪名川町長 岡 本 信 司 委 員 近畿地方整備局猪名川河川事務所 所長 菊 田 一 行 " 自衛隊第36普通科連隊 第一中隊長 福 重 貴 之 " 兵庫県阪神北県民局 県民局長 宮 口 美 範 " 川西警察署 署長 大 林 雅 明 " 川西市医師会 会長 織 田 行 雄 " 西日本電信電話株式会社 兵庫支店 設備部 " 災害対策室 次長 安 田 誠 " 関西電力送配電株式会社 阪神配電営業所 所長 湯 出 口 幸 久 " 大阪ガスネットワーク株式会社 " 兵庫事業部 導管計画チーム マネジャー 小 森 浩 治 " 猪名川町社会福祉協議会 会長 村 山 興 治 " 猪名川町消防団 団長 前 岡 隆 顕 " 猪名川町副町長 奥 田 貢 " 猪名川町教育長 中 西 正 治 " 猪名川町企画総務部長 森 昌 弘 " 猪名川町地域振興部長 大 嶋 武 " 猪名川町生活部長 和 泉 輝 夫 " 猪名川町まちづくり部長 曾 野 光 司 " 猪名川町教育部長 小 山 泰 司 " 猪名川町消防長 向 井 文 雄	資料6-1 猪名川町防災会議委員名簿 (令和4年6月1日現在) 職 名 氏 名 会 長 猪名川町長 岡 本 信 司 委 員 近畿地方整備局猪名川河川事務所 所長 佐 渡 周 子 " 自衛隊第36普通科連隊 第一中隊長 島 内 裕 太 郎 " 兵庫県阪神北県民局 県民局長 和 泉 秀 樹 " 川西警察署 署長 足 立 雅 樹 " 川西市医師会 会長 織 田 行 雄 " 西日本電信電話株式会社 兵庫支店 設備部 " 災害対策室 次長 平 井 達 也 " 関西電力送配電株式会社 阪神配電営業所 所長 中 村 和 弘 " 大阪ガスネットワーク株式会社 " 兵庫事業部 導管計画チーム マネジャー 小 森 浩 治 " 猪名川町社会福祉協議会 会長 村 山 興 治 " 猪名川町消防団 団長 前 岡 隆 顕 " 猪名川町副町長 奥 田 貢 " 猪名川町教育長 中 西 正 治 " 猪名川町企画総務部長 森 昌 弘 " 猪名川町地域振興部長 大 嶋 武 " 猪名川町生活部長 和 泉 輝 夫 " 猪名川町まちづくり部長 真 田 保 典 " 猪名川町教育部長 曾 野 光 司 " 猪名川町消防長 向 井 文 雄	委員の変更																														
270	(2)指定福祉避難所一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名称</th> <th>電話番号</th> <th>使用室 開放区域</th> <th>面積(m²)</th> <th>収容人員(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㊸</td> <td>総合福祉センター (ゆうあいセンター)</td> <td>766-1200</td> <td>教養娯楽室 食堂</td> <td>264 213</td> <td>88 71</td> </tr> <tr> <td>㊹</td> <td>ソーシャルファームかがやき</td> <td>764-7454</td> <td>2階集会場</td> <td>95</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>	No.	名称	電話番号	使用室 開放区域	面積(m ²)	収容人員(人)	㊸	総合福祉センター (ゆうあいセンター)	766-1200	教養娯楽室 食堂	264 213	88 71	㊹	ソーシャルファームかがやき	764-7454	2階集会場	95	30	(2)指定福祉避難所一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名称</th> <th>電話番号</th> <th>使用室 開放区域</th> <th>面積(m²)</th> <th>収容人員(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㊸</td> <td>総合福祉センター (ゆうあいセンター)</td> <td>766-1200</td> <td>教養娯楽室 食堂</td> <td>264 213</td> <td>88 71</td> </tr> </tbody> </table>	No.	名称	電話番号	使用室 開放区域	面積(m ²)	収容人員(人)	㊸	総合福祉センター (ゆうあいセンター)	766-1200	教養娯楽室 食堂	264 213	88 71	指定福祉避難所の追加
No.	名称	電話番号	使用室 開放区域	面積(m ²)	収容人員(人)																												
㊸	総合福祉センター (ゆうあいセンター)	766-1200	教養娯楽室 食堂	264 213	88 71																												
㊹	ソーシャルファームかがやき	764-7454	2階集会場	95	30																												
No.	名称	電話番号	使用室 開放区域	面積(m ²)	収容人員(人)																												
㊸	総合福祉センター (ゆうあいセンター)	766-1200	教養娯楽室 食堂	264 213	88 71																												

頁	修正後	修正前																															
283	<p>【資料編】 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧</p> <p>NO. 名称 箇所番号 所在地 自然現象の種類 警戒区域 特別警戒区域 324 伏見台(1) I 130000197 伏見台三丁目 急傾斜地の崩壊 ○</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>警戒区域</th> <th>特別警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>230</td> <td>197</td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td>145</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>地滑り</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>379</td> <td>249</td> </tr> </tbody> </table>		警戒区域	特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	230	197	土石流	145	52	地滑り	4	0	総計	379	249	<p>【資料編】 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧</p> <p>NO. 名称 箇所番号 所在地 自然現象の種類 警戒区域 特別警戒区域 324 伏見台(1) I 130000197 伏見台三丁目 急傾斜地の崩壊 ○ ○</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>警戒区域</th> <th>特別警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>230</td> <td>198</td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td>145</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>地滑り</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>379</td> <td>250</td> </tr> </tbody> </table>		警戒区域	特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	230	198	土石流	145	52	地滑り	4	0	総計	379	250	特別警戒区域の解除
	警戒区域	特別警戒区域																															
急傾斜地の崩壊	230	197																															
土石流	145	52																															
地滑り	4	0																															
総計	379	249																															
	警戒区域	特別警戒区域																															
急傾斜地の崩壊	230	198																															
土石流	145	52																															
地滑り	4	0																															
総計	379	250																															
310	<p>【資料編】 8-10 衛星携帯電話一覧 (削除)</p>	<p>【資料編】 8-10 衛星携帯電話一覧</p> <p>整理No. 設置場所(集落) 配置年月 電話番号 1 猪名川町役場 (生活安全課) 平成25.4月～ 8816-2344-0763 2 消防本部 # 8816-2344-0764</p> <p>製造者及び品番 製品 製造者 品番 衛星携帯電話 KDDI(株) イリジウム9555 非常用発電機 三菱重工(株) MGC900GB</p>	契約解除に伴う削除																														